

議案第 69 号

多可町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

多可町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議決を求める。

令和 3 年 12 月 7 日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町国民健康保険条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

条例第 号

多可町国民健康保険条例（平成 17 年多可町条例第 134 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「40 万 4 千円」を「40 万 8 千円」に改め、同項ただし書中「1 万 6 千円」を「1 万 2 千円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日前に出産した被保険者に係る多可町国民健康保険条例第 5 条の規定による出産育児一時金の額は、なお従前の例による。

多可町国民健康保険条例の新旧対照表

現 行	改 正
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40万4千円</u>を支給する。ただし、町長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに<u>1万6千円</u>を上限として加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40万8千円</u>を支給する。ただし、町長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに<u>1万2千円</u>を上限として加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p>